

神戸市マンション管理支援制度検討会設置要綱

令和元年 7 月 22 日 企画調整局長
建築住宅局長

(目的)

第 1 条 現代社会の住まいの形態として分譲マンションが選好されている中、様々な課題が顕在化してきている。分譲マンションにおける暮らしや資産管理が持続可能となるような状況を作り出すために必要となる支援策を検討するため、「神戸市マンション管理支援制度検討会（以下「検討会」という。）」を開催する。

(委員)

第 2 条 検討会は、専門的知識を有する者等のうちから、建築住宅局長が委嘱する委員をもって構成する。
2 検討会委員の任期は、令和 2 年 3 月 31 日までとする。

(会長)

第 3 条 検討会には会長を置く。
2 会長は委員の互選によって選ばれる。
3 会長は検討会の進行をつかさどる。

(会議)

第 4 条 検討会は会長が招集する。
2 会長が必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を徴することができる。

(会議の公開)

第 5 条 検討会は、公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
(1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 条）第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合。
(2) 検討会を公開することにより、公正かつ円滑な会の進行が著しく損なわ

れると検討会において議決された場合。

- 2 検討会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成 25 年 3 月 27 日市長決定）を適用する。

（庶務その他）

第 6 条 検討会の庶務は、企画調整局及び建築住宅局において処理する。全体のとりまとめは建築住宅局が行う。

（雑則）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、建築住宅局長が定める。

（附則）

この要綱は、令和元年 7 月 22 日から施行する。